

環状第4号線（京島^{きょうじま}I期）の事業に着手します

本日（1月30日）、以下の路線について、国土交通省から都市計画事業の認可を取得し、事業に着手しますのでお知らせします。

路線名	施行箇所	延長	計画幅員	事業期間	事業費	担当事務所
環状第4号線	墨田区八広一丁目 ～ 同区京島三丁目	590m	25m	令和6年度 ～ 令和15年度	63億円	第五建設事務所

環状第4号線は、港区港南三丁目から江東区新砂三丁目に至る延長約29.9kmの都市計画道路です。

このうち、墨田区八広一丁目から同区京島三丁目までの延長590mの区間について事業に着手します。

【事業の概要】

本事業は、幅員約21.5mの道路を25mに拡幅整備するものです。車道は4車線、その両側に歩道及び自転車通行空間を整備します。また、無電柱化や街路樹の植栽を行います。

【事業の効果】

- ① 本路線の整備により、交通の円滑化が図られるとともに、歩行者・自転車の通行の安全性、快適性が向上します。
- ② 緊急輸送道路としての機能が強化され、地域の防災性が向上します。
- ③ 無電柱化や街路樹の植栽により、良好な都市景観を創出します。

本件は、『『未来の東京』戦略』を推進する事業です。

戦略9 都市の機能をさらに高める戦略

「誰もが使いやすくスムーズな道路網形成プロジェクト」

問合せ先

建設局 道路建設部 計画課

電話 03-5320-5324

Eメール S0000410 (at) section.metro.tokyo.jp

(本区間の道路づくりに関すること)

(工事) 第五建設事務所 工事課

電話 03-3692-4709

Eメール S0200210 (at) section.metro.tokyo.jp

(補償) 第五建設事務所 用地課

電話 03-3692-4617

Eメール S0200206 (at) section.metro.tokyo.jp

※迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を変更しております。
お手数ですが、(at) を@に置き換えてご利用ください。

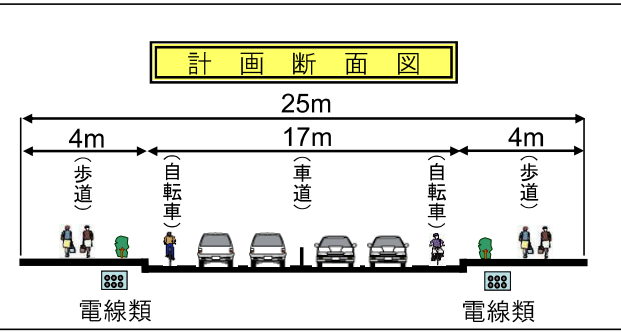
環状第4号線（京島 I 期）

< 案内図 >



凡 例

- 環状第4号線のうち
- 今回事業認可区間
- 整備済区間
- 事業中区間
- 未整備区間（概成）
- 都市計画道路
- 周辺の主な都道
- 一般国道
- 首都高速道路
- 河川
- J R
- 私鉄・地下鉄
- 区境



※計画断面図は確定したものではありません。